

【1 ページ】

- ・これより選挙についての講座を始めます。
- ・右下のイラストは、選挙マスコットの「めいすいくん」です。
- ・少し分かりにくいですが、実は投票箱をモチーフにしたマスコットです。

【2 ページ】

- ・選挙の事務は、「選挙管理委員会」が行います。
- ・「白バラ」は候補者が胸につけ、「腕章」は選挙運動員が腕につけるものです。
- ・選挙の流れは、まずは候補者が届出をし、選挙運動をし、そして投票日となります。
- ・投票後は、候補者ごとに得票数が集計され、当選者が決まり、当選証書が渡されます。
- ・写真はいずれも島根県庁で、国の選挙区選挙や知事選挙では、立候補の届出、得票数の集計、当選証書の授与は全て県庁内で行われています。

【3 ページ】

- ・平成27年6月18日の日本海新聞の記事です。
- ・平成28年の参議院選挙から、選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられました。
- ・これにより有権者が全国で約240万人、島根県内でも約1万3千人増えました。
(閑話休題：選挙権の歴史)

【4 ページ】

- ・選挙権年齢は、「公職選挙法」という法律で定められています。
- ・選挙権年齢の引き下げは、実に70年ぶりの改正です。
- ・今回は20歳から18歳への引き下げでしたが、70年前の改正は、25歳から20歳への引き下げでした。
- ・それ以前では、納税額が一定額以上ある男性にしか選挙権の無い時代もありました。

【5 ページ】

- ・世界の「選挙権年齢」の現状です。
- ・主要国の中でも選挙権年齢が20歳だったのは、日本くらいでした。
- ・世界全体でも選挙権年齢が19歳以上の国は1割未満で、18歳以下が9割以上でした。

【6 ページ】

- ・「選挙」という言葉の意味を、広辞苑で調べると、次の2つです。
- ・国や地方自治体が行う選挙は、2つ目で、これを「公職選挙」といいます。

【7 ページ】

- ・公職選挙には、国、県、市町村ごとに次のような種類があります。
- ・任期はほとんどが4年ですが、参議院だけが6年となっています。
- ・定数も次のとおりですが、参議院の選挙区選挙において、平成28年から島根県と鳥取県

が「合区」となっています。

【 8 ページ】

- ・衆議院の議員の選挙です。
- ・衆議院には「解散」があり、任期満了を待たずに急に選挙が行われる可能性があるのが、大きな特徴です。
- ・小選挙区と比例の定数は次のとおりです。
- ・比例の選挙は、11のブロックに分かれており、島根県は中国ブロックになります。
- ・令和4年に比例の定数配分の改訂が行われ、中国ブロックは1減の10人となりました。

【 9 ページ】

- ・参議院の議員の選挙です。
- ・参議院は全ての議員が一斉に改選されるのではなく、半数ずつ改選されるのが特徴です。
- ・選挙区と比例の定数は次のとおりです。
- ・比例の選挙は、衆議院と異なり地域ブロックごとではなく、全国が対象となります。

【 10 ページ】

- ・国の選挙の他にも、県知事や市町村長、それぞれの議員の選挙があります。
- ・これらを全国一斉に行って、選挙ムードを盛り上げようというのが「統一選挙」です。
- ・次の統一地方選挙は令和9年4月の予定です。
ただ、市町村合併などで任期が変わってしまい、現在ではあまり統一されていません。

【 11 ページ】

- ・それぞれの選挙の「任期満了日」です。
- ・自分が次に投票することとなる選挙がどれか、確認しておきましょう。
- ・ただ、衆議院だけは解散があるので、どうなるかは分かりませんが。

※市町村選挙(長・議会)の予定は、県の選挙管理委員会ホームページに掲載していますので、学校の所在する市町村の選挙予定を講座までに事前に確認しておいてください。
http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/commission/senkyo/shimane_senkyo/yotei.html

【 12 ページ】

- ・では、なぜ選挙という制度が必要なのでしょうか。
- ・人によって意見や考え方が異なることは自然なことです。
- ・ただ、世の中では時として、統一のルールを定める必要が生じることがあります。
- ・いちいちみんなで話し合っていたのでは、統一のルールはなかなか決まりません。
- ・よって、選挙で選んだ代表者に、ルールを決めてもらおうという制度です。
- ・選挙は、主権者として政治や社会に参加する、最も重要かつ基本的な機会となります。

【 13 ページ】

- ・「投票率」の推移(衆議院選挙の年代別投票率〔抽出〕)です。
- ・特に低いのが、一番下の線グラフの20歳台の投票率です。

- ・ちなみに島根県の投票率は、衆議院選挙では16回連続で日本一でしたが、平成29年の衆議院選挙では全国4位、令和3年の衆議院選挙では全国3位となっています。

【14ページ】

- ・ここで、18歳・19歳の投票率を見てみましょう。
- ・選挙権年齢の引き下げ後、初の国政選挙として平成28年7月10日に参議院選挙がおこなわれました。
- ・島根県の全体の投票率は（長野県、山形県に次ぐ）全国で3番目に高い投票率でした。
- ・しかし、島根県の18歳・19歳の投票率をみると、全国平均を下回る投票率でした。

【15ページ】

- ・次に、選挙権年齢の引き下げ後、2回目の国政選挙として平成29年10月22日に衆議院選挙がおこなわれました。
- ・島根県の全体の投票率は（山形県、新潟県、山梨県に次ぐ）全国4番目に高い投票率でしたが、島根県の18歳+19歳の投票率は全国平均を下回る投票率でした。
（18歳の投票率は、全国平均をкаろうじて上回っている）

【16ページ】

- ・また、直近の国政選挙として令和4年7月10日に参議院選挙がおこなわれました。
- ・島根県の全体の投票率は（山形、東京、長野に次ぐ）全国4番目に高い投票率でしたが、島根県の18歳+19歳の投票率は全国平均を下回る投票率でした。
- ・なお、18歳より19歳の投票率が低い理由としては、（後ほど説明しますが）県外などに進学する際に住民票を移していないことが原因のひとつとして考えられます。

【17ページ】

- ・多少古いデータですが、若者を対象とした意識調査の結果です。
- ・若者の中には、自分一人くらい投票しなくてもかまわないのではないかと考える人が、他の年代よりも多い傾向があります。
- ・しかし、実際にはわずかの差で当落が決まることがあります。
- ・特に票数の少ない市町村の議員の選挙では、1票差や同点が決して珍しくありません。

【18ページ】

- ・選挙クイズです。
- ・正解は、2番の「くじ引き」です。
- ・実際はくじを引く順番を決めるくじを引いてから、当落を決めるくじを引いたりします。
- ・直近では、隠岐郡知夫村で令和5年4月23日に行われた村議選挙では、2人が同じ票数（32票）となり、2人の候補者中から最後の1議席をくじ引きで決めたケースがありました。

【19ページ】

- ・さて、若者の投票率が低いと、どうなるのでしょうか。

- ・まず、投票率の低い若者よりも、投票率の高い年代の意見を尊重する候補者が増えます。
- ・候補者は得票数を増やさなければ当選できませんので、これは当然のことです。
- ・結果的に、若者の意見は政治に反映されにくくなります。
- ・これにより、さらに若者の政治離れと投票率の低下が進むという、悪循環になります。
- ・選挙の結果では、候補者の当落だけでなく、世代別の投票率も注目されています。
- ・たくさんの社会問題がありますが、皆さんもいくつか興味があるものがあるはずです。
- ・選挙は世代間競争の側面もあることを認識し、政治に興味を持つことから始めましょう。

【20ページ】

- ・投票所での投票の手順です。
- ・入場券を渡す、投票用紙をもらう、記載場所で書く、投票箱に入れる、と意外と簡単です。
- ・混み具合にもよりますが、すいていれば3分もかかりません。
- ・ただし、無効投票にならないよう、投票用紙に記入する内容には気をつけましょう。
- ・白紙や2人以上の候補者を記入したら無効ですし、「〇〇さん頑張れ！」のような余計なことが書いてあるものも無効となります。

【21ページ】

- ・投票所の中の様子です。
- ・まずは受付係で入場券を渡します。
- ・次に投票用紙をもらって、記載台に向かいます。
- ・そして記載台で投票用紙に記入して、投票箱に投函します。
- ・参議院の選挙であれば選挙区と比例、衆議院の選挙であれば小選挙区と比例と最高裁判所裁判官国民審査の投票を順番に行います。
- ・なお、他人の投票に干渉したり、投票内容を知ろうとしたり、秩序を乱したりしてはいけません。

【22ページ】

- ・選挙クイズの2問目です。
- ・正解は、3番の「投票箱の中をのぞける」です。
- ・これは、投票箱の中に何も入っていないことの確認であり、不正を防止する目的です。

【23ページ】

- ・投票には当日の投票以外にも、様々な制度があります。
- ・1つは「期日前投票」です。
- ・投票日には旅行や冠婚葬祭などで投票に行けない場合に、事前に投票する制度です。
- ・投票日当日は投票所が混雑することもあるので、それを避けるためにこれを利用するのも一つの手です。
- ・続いては「不在者投票」です。
- ・住民票とは異なる自治体に滞在していたり、入院している時に投票する制度です。
- ・その他にも貴重な1票が損なわれることのないよう、お体が不自由で投票所に行けない方、海外にいる方、船の上にいる方なども投票ができるよう、様々な制度があります。

【24ページ】

- ・「住民票」については、進学や就職で引っ越ししたら異動しなければいけません。
- ・ただ、住民票を異動しても3ヶ月以上住んでいないと「選挙人名簿」には登録されないの
で、それまでに選挙となってしまった場合には、先ほどの「不在者投票」を行います。
- ・その際は、旧住所地の市町村選挙管理委員会に、早めに相談しましょう。
- ・ただし、住所移転して3ヶ月未満でも不在者投票ができるのは、国政選挙の場合です。

【25ページ】

- ・不在者投票の手続きについてです。
- ・まず、旧住所地の市町村選挙管理委員会に投票用紙などの必要な書類を請求します。
- ・投票用紙など必要な書類が送られてきたら、新住所地の市区町村選挙管理委員会に持参し
て、そこで投票します。
- ・不在者投票は、書類のやりとりを郵送で行うため、手続きに時間が掛かるので、早めに旧
住所地の市町村選挙管理委員会に相談しましょう。

【26ページ】

- ・選挙期間中に18歳になる方が期日前投票をする場合は注意が必要です。
- ・まだ17歳の時点では期日前投票はできませんが、代わりに不在者投票をすることができ
ます。
- ・この場合の不在者投票は先ほど説明した不在者投票とは手続きが異なるので注意が必要
です。
- ・お住まいの市町村の不在者投票記載場所に出向き、そこで投票用紙などの必要な書類を受
け取り投票することになります。
- ・不在者投票の具体的な手続きや不在者投票記載場所については、お住まいの市町村選挙管
理委員会に相談しましょう。

【27ページ】

- ・誰に投票すべきかを考える際に、参考となるものがいろいろあります。
- ・ポスターや、演説、テレビやラジオの政見放送などありますが、特に各世帯に配られる「選
挙公報」には各候補者の主張が載っていますので、参考になります。
- ・また、平成25年からインターネットを活用した選挙運動も解禁になりました。

【28ページ】

- ・皆さんには今後、主権者としてどのようなことが求められるのでしょうか。
- ・まずは、政治や社会に参加する意欲が必要です。
- ・そして、情報をもとに自分なりに考える力も必要となります。
- ・まずは、日頃から政治や社会に関心を持ち、主権者としての自覚を持ちましょう。

【29ページ】

- ・最後に「選挙運動」のお話です。皆さんにとって、とても大事なお話になります。

- ・まずは、次の3つの要件が揃うと選挙運動に該当します。
- ・選挙運動には様々な規制があります。
- ・そして、皆さんが行っても良い選挙運動は、主に次の2つになります。
- ・ただし、選挙運動のために戸別に訪問することは違反です。
- ・また、ウェブサイトは連絡先を表示せずに利用することはできませんし、ましてメールにいたっては候補者や政党以外の有権者は一切禁止されています。

【30ページ】

- ・18歳になると選挙運動をすることができます。
- ・違反をすると学校の校則違反とは違い、法律によって罰せられるものですので、できることと、できないことを十分理解しておきましょう。
- ・選挙権を得るということは、一方でそのような責任も受け入れるということになります。
- ・できることは、スライドに記載してあることです。

【31ページ】

- ・次にできないことです。
- ・候補者は、ポスターを貼ったり、チラシを配ったり、メールを送ったり、演説や選挙カーでの選挙運動などを行ったりしますが、これらは全て必要な手続きを行ったうえで許されている行為であって、皆さんが行うことはできません。
- ・特にメールは候補者や政党にのみに許されており、もし候補者などからメールが送られてきても、それを転送したりしてはいけません。
- ・その他のウェブサイトについても、連絡先の表示の義務を守れば利用できますが、それを紙に印刷して街角に貼ったり、配ったりしてはいけません。
- ・また、候補者のポスターを破ったり落書きしたりはもちろんのこと、候補者の選挙運動を妨害したり誹謗中傷してもいけませんし、金品などによって他人を買収してもいけません。
- ・あと、いくら18歳以上であっても、選挙期間中しか選挙運動はできませんので、くれぐれもご注意ください。

【32ページ】

- ・主権者として、どのような自覚を持ち、どのように行動するのが、問われることとなります。
- ・世の中の問題を自分のこととして捉え、自ら考え判断し、行動していきましょう。